

通達甲警第9号

令和7年3月27日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察深夜勤務制限及び時間外勤務制限実施要綱の改正について
育児又は介護を行う職員の深夜勤務制限及び時間外勤務制限については、茨城県警察深夜勤務制限及び時間外勤務制限実施要綱（平成31年3月28日付け通達甲警第13号別添）により実施してきたところであるが、この度、職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）の一部が改正されたことに伴い、同要綱の一部を改め、令和7年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察深夜勤務制限及び時間外勤務制限実施要綱の改正について（平成31年3月28日付け通達甲警第13号）は、令和7年3月31日限り、廃止する。

記

改正点

時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大した。

別添

茨城県警察深夜勤務制限及び時間外勤務制限実施要綱

1 趣旨

この要綱は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）、職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号。以下「条例」という。）及び職員の勤務時間に関する規則（昭和26年茨城県人事委員会規則第8号。以下「規則」という。）に基づき、茨城県警察職員（以下「職員」という。）の深夜勤務の制限（以下「深夜勤務制限」という。）及び時間外勤務の制限（以下「時間外勤務制限」という。）（以下これらを「深夜勤務制限等」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるとところによる。

- (1) 深夜勤務 深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における勤務をいう。
- (2) 時間外勤務 正規の勤務時間（条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。）以外の時間における勤務をいう。

3 請求することができる職員

深夜勤務制限等を請求することができる職員は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされている者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）と同居し、当該子を養育する場合
- (2) 他に介護する者のいない疾病、負傷その他の事由により當時介護を必要とする次に掲げる者（ウに掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）（以下「要介護者」という。）を介護する場合
 - ア 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び配偶者の父母
 - イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者並びに職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる子の配偶者及び配偶者の子

4 請求

- (1) 深夜勤務制限等を請求しようとする職員（以下「請求者」という。）は、深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書（別記様式第1号）により、原則として深夜勤務制限の請求にあっては深夜勤務制限の開始日の1月前までに、時間外勤務制限の請求にあっては時間外勤務制限の開始日の前日までに所属長に請求すること。ただし、深夜勤務制限を請求する場合において、急を要し、所属長がやむを得ないと認めたときは、深夜勤務制限の開始日の前日まで請求することができる。なお、時間外勤務制限を請求するときは、当該請求の請求期間と条例第8条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する時間外勤務制限（以下「時間外勤務の免除」という。）の請求期間が重複しないようにすること。

- (2) 深夜勤務制限等の請求期間については、その初日及び末日を明らかにすること。なお、深夜勤務制限の請求にあってはできるだけ長い期間（6月以内の期間に限る。）について、時間外勤務制限の請求にあっては必要な期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）について一括して行うこと。

5 深夜勤務制限及び時間外勤務の免除の実施

- (1) 所属長は、請求者から4の深夜勤務制限の請求を受けたときは、当該請求に係る時期における当該職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合的に判断し、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせないこと。
- (2) 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員から時間外勤務の免除の請求を受けたときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないこと。
- (3) 所属長は、要介護者を介護する職員から時間外勤務の免除の請求を受けたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないこと。

- (4) 所属長は、請求者から4の時間外勤務制限の請求 ((2)及び(3)の時間外勤務の免除の請求を除く。)を受けたときは、当該請求者の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないこと。
- (5) 所属長は、(1)の深夜勤務の制限及び(3)の時間外勤務の免除の請求者に対しては公務の正常な運営の妨げの有無について、(2)の時間外勤務の免除及び(4)の時間外勤務制限の請求者に対しては当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、深夜勤務制限・時間外勤務制限通知書（別記様式第2号）により通知すること。
なお、公務の正常な運営を妨げる場合又は当該請求者の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合（以下「公務の正常な運営を妨げる場合等」という。）は、警務部警務課長と協議の上、当該日、時間帯等を深夜勤務制限・時間外勤務制限通知書に記載すること。
- (6) 所属長は、(5)の通知後において、公務の正常な運営を妨げる場合等が明らかとなつたときは、当該日の前日までに深夜勤務制限・時間外勤務制限通知書により当該請求者に通知すること。

6 子が出生する前の請求

育児のための深夜勤務制限等の請求は、子が出生する前においても行うことができる。この場合において、請求者は、子が出生した後、速やかに深夜勤務制限・時間外勤務制限の請求に係る子の出生届（別記様式第3号）により所属長に届け出なければならない。

7 請求後の状況の変更

深夜勤務制限等をする職員（以下「深夜勤務制限等職員」という。）は、次いずれかの事由が生じたときは、遅滞なく育児等の状況変更届（別記様式第4号）を所属長に提出しなければならない。

- (1) 深夜勤務制限等の要件である子又は要介護者が死亡したとき。
- (2) 深夜勤務制限等の要件である子又は要介護者が離縁、養子縁組の取消しにより深夜勤務制限等職員の子でなくなった又は要介護者と深夜勤務制限等職員との親族関係が消滅したとき。
- (3) 深夜勤務制限等の要件である子と別居することとなったとき。

(4) 深夜勤務制限等の要件である特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったとき。

(5) (1)から(4)までのほか、深夜勤務制限等の要件に該当しないこととなったとき。

8 運用上の留意事項

(1) 再請求

深夜勤務制限等職員は、深夜勤務制限等の期間（以下「深夜勤務等期間」という。）の満了後に、引き続き深夜勤務制限等を請求しようとするときは、深夜勤務等期間の満了する日の前日までに4の手続により所属長に請求すること。

(2) 職員の異動

深夜勤務制限等職員は、所属を異にする異動をした場合で、異動先の所属において引き続き深夜勤務制限等の適用を受けようとするときは、新たに4の手続により異動先の所属長に請求すること。

(3) 深夜勤務制限の条件の緩和

育児のための深夜勤務制限について、深夜において就業していない配偶者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）がいる場合も深夜勤務制限を請求することができる。

(4) 時間外勤務制限に関する留意事項

ア 時間外勤務制限の請求は、規則第10条第1項の規定により、時間外勤務制限開始日の前日までに請求を行えばよいこととされているが、同条第3項の規定により、時間外勤務制限開始日までの期間が1週間未満の場合には、時間外勤務制限開始日を変更することができることに留意すること。

イ 所属長は、時間外勤務制限が、育児又は介護を行う職員が働きながら子の養育又は要介護者の介護を行うための時間を確保することができるようするものであることを考慮し、5(4)により時間外勤務を制限される職員に、恒常に時間外勤務をさせること、特定の期間に過度に集中して時間外勤務をさせることその他の当該時間の確保を妨げるような時間外勤務をさせることがないよ

うに留意すること。

(5) 証明書類の提出

所属長は、深夜勤務制限等の請求又は変更に係る事由について確認する必要があると認めるときは、請求者に対して請求事由を証明する書類の提出を求めることができる。

〈様式略〉